各管区警察局広域調整担当部長警視庁生活安全部長 各道府県警察本部長 各方面本部長 (参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長

原議保存期間3年 (平成28年3月31日まで) 警察庁丁保発第165号 平成24年9月27日 警察庁生活安全局保安課長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則 第3条第2項に規定する者からの猟銃所持許可等の申請への対応について

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成24年内閣府令第 58号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号) 第11条第1項第8号に規定する「猟銃を使用して…被害防止計画に基づく対象鳥獣の 捕獲等に従事している者であることを証明する書類」及び「鳥獣による農林水産業等 に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥 獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面(…特定捕 獲等に係るものに限る。)」については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止 のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊 員等に関する命令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の 施行について」(平成24年9月14日付け警察庁丙保発第14号)の第2の2(2)におい て、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第7項 に規定する許可証又は同条第8項に規定する従事者証(以下「許可証等」という。) (猟銃の所持の許可又は所持の許可の更新の申請日(以下単に「申請日」という。) において有効なものに限る。) 及び対象鳥獣捕獲等参加証明書をその具体例として示 しているが、同号の「対象鳥獣の捕獲等に従事している」とは、申請日を含む一定の 期間において連続的又は断続的に対象鳥獣の捕獲等に従事していることを意味するも のであり、断続的な形で対象鳥獣の捕獲等に従事している者の場合には、申請日にお いて有効な許可証等を所持していないことがあり得る。

このため、環境省においては、市町村に対し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を断続的に行う運用を改め、許可の期間を通年とするよう指導しているところであるが(別添通達参照)、当分の間は、対象鳥獣の捕獲等に従事しているにもかかわらず申請日において有効な許可証等を所持しない者が存在すると考えられることから、このような者からの申請においては、次のいずれかに掲げる書類の添付を申請日において有効な許可証等の添付に代えることができるものとする。

1 申請日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲

等に従事していることを証明する書面(地方公共団体が発行するものに限る。)

- 2 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日 (申請日前1年以内の日に限る。3において同じ。)から1年以内の日において 申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事すること が見込まれることを証明する書面(地方公共団体が発行するものに限る。)
- 3 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日から1年以内の日から有効期間が開始する許可証等

なお、2又は3に掲げる書類については、申請日にこれを提示できない場合であっても、そのことをもって直ちに許可又は許可の更新を拒否することなく、当該書類の追加提示による補正を求めた上、申請に対する処分を行う日(猟銃の所持の許可の更新の申請の場合は、許可の有効期間における最後の開庁日)までに当該書類の提示があれば、補正がなされたものとして処理するものとする。



環自野発第 120914001 号 平成 24 年 9 月 14 日

各都道府県鳥獸行政担当部(局)長 殿

環境省自然環境局野生生物課



鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の運用について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令(平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号。以下「共同命令」という。)が別添のとおり本日公布され、平成24年9月28日に施行される。

共同命令の公布に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。)第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適切な運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4 第1 項の規定に基づき下記のとおり技術的助言を行うので、業務の参考とされたい。

また、現在、農林水産業への被害防止を目的とする捕獲許可権限については、ほとんどの都道府県において、条例等により都道府県知事から市町村長への権限委譲が行われているものと承知している。よって、貴管下市町村に対し、共同命令及び本通知の周知について、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

鳥獣による生態系や農林水産業等に係る被害が深刻化するとともに、狩猟者

を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手が減少、高齢化している。このような現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 10 号。以下「改正特措法」という。)により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。)附則第 3 条において、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の所持の許可に係る技能講習の特例が規定された。また、共同命令の公布により、当該特例を受ける特定鳥獣被害対策実施隊員等の要件が定められたところである。

当該要件の一部とされた、特定捕獲等への参加は、鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けて又は鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者として行われるものである。有害鳥獣の許可捕獲制度については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適切な運用等について(平成21年3月30日付け環自野発第090330002号野生生物課長通知)」において示したとおり、原則として捕獲許可の対象となる鳥獣の限定はなく、また、許可の期間については通年とすることが可能である。

また、当該特例を受ける者は、特措法附則第3条により「対象鳥獣の捕獲等 に従事している者」とされていることから、猟銃の所持許可又は所持許可の更 新の申請時に、現に対象鳥獣の捕獲等に従事している必要がある。

以上を踏まえ、また、特措法附則第3条の趣旨である鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を推進するため、適正と認められる場合については、狩猟期間中であっても、有害鳥獣捕獲の許可を行うことによる通年捕獲を徹底するよう留意されたい。

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施 行規則の一部を改正する命令

則 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規 産省、経済産業省、治省、法務省、法務省、 令第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第三十五号の二を第三十五号の四とし、第三十五号の次に次の二号を加える。

三十五の三 内閣府及び原子力規制委員会 内閣府、国土交通省及び原子力規制委員会

別表中第七十三号を次のように改める。

七十三 削除

別表中第七十四号の次に次の一号を加える

別表中第九十一号の次に次の一号を加える。 七十四の二(文部科学省、国土交通省及び原子力規制委員会

九十一の二 経済産業省及び原子力規制委員会

O 文内 経済産業省 内閣府 内閣府

この命令は、 原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

官

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電によ る電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一部を改正する 地地域の振興に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第百五号)第二条第七号の規定に基づき、 命令を次のように定める。 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行に伴い、及び原子力発電施設等立

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

文部科学大臣 平野 幸男 博文

経済産業大臣

電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電に

済産業省部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

実用発電用原子炉」に改める 本則第三号中「第二十三条第一項第一号に規定する原子炉」を「第四十三条の四第一項に規定する

附

この命令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日) から施行する。

環境。省 ○農林水産省令第一号 内閣。府

対策実施隊員等に関する命令を次のように定める。 水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獸被害 十四号)附則第三条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同条を実施するため、鳥獣による農林 鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三

平成二十四年九月十四日

農林水産大臣 内閣総理大臣 環境大臣 細野 郡野司田 佳彦 彰

規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に

(法附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者)

第一条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「法」とい う。)附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも 該当する者とする。

を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。)に一回以上参 として、法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等(対象鳥獣である鳥類の卵の採取等 持の許可の申請又は同法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新の申請をする日 (以下「許可等申請日」という。)前一年以内に法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条の二第一項の規定による猟銃の所

一 許可等申請日前三年以内に銃砲刀剣類所持等取締法第十条の九第一項の指示を受けたことがな く、かつ、受けるべき事由が現にない者

第二条 法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれ にも該当する者とする。 (法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者)

する場合を含む。)に規定する従事者として特定捕獲等に一回以上参加した者 保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第八項(法第六条第一項の規定により読み替えて適用 により読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けて特定捕獲等に一回以上参加し又は鳥獣の 狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項(法第六条第一項の規定 許可等申請日前一年以内に法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び

二 前条第二号に該当する者

(書面の交付)

第三条 市町村長は、次に掲げる事項を記載した書面を、 に参加した者の求めに応じて交付するものとする。 第一条第一号又は前条第一号の特定捕獲等

特定捕獲等に参加した年月日

特定捕獲等に参加した場所

特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類

特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類

第四条前条の書面の様式は、別記様式のとおりとする。

る。 正する法律(平成二十四年法律第十号)の一部の施行の日(平成二十四年九月二十八日)から施行す この命令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改

	9	- of						316
•	の特定瓶饺等に参加したことを証明する。	上記の者は、別紙のとおり鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第 条第1号						
		者 熙		斑	Ϯ			加
	4.7 [7]			44	孚			
	*bn (海海外				ጟ		
	ห์ ก	が 対 に に に に に に に に に に に に に				伙		
	رب به	に温				郇		
	証明	断が				選		•
	9, of	よるる				蓝		
	•	要				道		
		水				414		
		等 技				쎟		
		宗法	•			ba		
	•	被談書				鬥		
		の語				鬼	X	-
	市町村長	明の出	18			聯		
	本原	た る め 倫	併				併	
		が特別の特別	油	G			Я	
		指線線	m	(男・女)				
		措置に関 条第1号	日生	C			ш	
		-p 23						